

主 文

本件各請求をいずれも棄却する。

理 由

- 1 本件請求の趣旨及び理由は、主任弁護士作成の平成19年1月9日付け裁定請求書(1)(なお、同請求書第1の ないし 記載の資料を以下「本件資料」という。)、同年4月10日付け反論書(1)に記載のとおりであるから、これらを引用する。
- 2 当裁判所の判断

検察官は、本件資料についての主任弁護人の主張関連証拠開示請求に対し、平成17年10月17日には被告人に対する追起訴が終了しているから、同月19日にポリグラフ検査を行った事実の有無は公訴提起の効力に何ら関係がない上、同日以降には被告人の供述調書も一切作成されておらず、供述調書の任意性の判断にも何ら関係がないことからすると、開示の必要性は全く存在せず、本件資料を開示しない旨回答し(主任弁護士作成の平成18年11月27日付け主張関連証拠開示請求書第3に対応する検察官作成の同年12月15日付け証拠開示請求等に対する回答書第2の3)、さらに、検察官作成の平成19年3月29日付け意見書において、公訴棄却、任意捜査の違法性、違法収集証拠の主張いずれについても弁護人の主張が明示されているとはいえず、刑事訴訟法316条の17の主張明示義務に違反し、同法316条の20の証拠開示請求の前提を欠くというべきであるし、仮に現段階の弁護人の主張を前提にしても、開示請求に係る各証拠は、争点とおよそ関係がないから、弁護人の主張予定事実との関連性もない旨主張している。

そこで、まず、弁護人の主張が明示されているといえるかを検討するに、主任弁護士作成の平成18年11月27日付け証明予定事実記載書及び平成19年4月23日付け予定主張補充書面(違法収集証拠関連)における弁護人の公訴棄却、任意捜査の違法性、違法収集証拠、任意性の欠如に関する各主張は、捜査の違法性や任意性の欠如を基礎づける事実、取調べの状況等をそれぞれ証拠を挙げながら指摘したものとなっており、弁護人の主張の趣旨は明らかとなっているから、これが全体としてやや包括的なものではあっても、そのことのみによって弁護人の主張が316条の17の主張明示義務に違反する程度に明示性を欠くものまでとはいえない。

次に、弁護人の主張と開示請求に係る本件資料の関連性等について検討する。弁護人は、全く必要性のない別件のポリグラフ検査を行ったことは、悪質な自白強要手法を用いたり、予断と偏見に満ちた態度で被告人の取調べに臨んでいた捜査機関の捜査方針や姿勢を示す間接事実として重要であり、弁護人の上記各主張といずれも具体的関連性を有する旨主張している。弁護人の証明予定事実は、被告人の供述調書の任意性の欠如に関するもののほか、公訴権濫用、任意捜査の違法性、違法収集証拠に関するものといったように、本件に関する捜査全般に及んでいることに加え、別件のポリグラフ検査を行ったのが被告人に対する追起訴が終了した直後であることからすると、その関連性の程度はともかく、検察

官指摘の点を踏まえても、弁護人の主張を全体としてみれば、本件資料と弁護人の主張が全く関連しないとはいえない。

しかしながら、本件で任意性が争われている被告人の供述調書等は、すべて追起訴が終了する以前に作成されたものである上、本件の追起訴がすべて終了した後に、別件について実施したポリグラフ検査の内容及び結果によって、本件に対する捜査機関の捜査方針が直ちに明らかになるものとはいえないから、弁護人が主張する事実と本件資料との関連性は乏しく、これにつれて本件資料の開示を求める必要性も小さいといわざるを得ない。また、本件資料は、別件についてのポリグラフ検査を内容とするものであり、その内容は別件の捜査の秘密に関わる場所が大きく、開示による弊害も大きいといわなければならない。

以上を総合すると、本件資料は刑事訴訟法316条の26第1項の「開示をすべき証拠」には該当しないというべきであり、主任弁護人の本件資料の開示請求には理由がない。

よって主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官・天野登喜治，裁判官・池田信彦，裁判官・赤谷圭介)